

私たちは「安全保障法案」の廃案を求めます

第2次安倍内閣は、多くの人々の反対の声を押しきって、憲法違反の「集団的自衛権行使」を容認する閣議決定を行い、今189国会に「平和安全法制整備法案」と「国際平和支援法案」（以下、併せて「安全保障法案」）を提出し、7月16日強行採決で衆議院を通過させました。

「集団的自衛権の行使は憲法違反」という60年以上にわたって積み重ねてきた政府解釈を、一内閣の閣議決定で覆してしまうことは、暴挙としか言いようがなく、この「安全保障法案」は、集団的自衛権を行使し、日本国憲法第9条を根底から覆すものです。

憲法第9条は、第1項「日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する」、第2項「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない」と定めています。

自衛隊の創設も、軍事予算の拡大も、インド洋やイラクへの派兵も、憲法第9条の制約があるにも拘わらず、様々な言い訳を弄して強行してきたという点で問題でしたが、この「安全保障法案」は、自衛隊が、他国の領土で戦う他国の軍隊のために武器の輸送まで行い、戦闘地域であっても活動するとともに、日本が直接攻撃を受けていなくても「存立危機事態」が発生した際には集団的自衛権が行使できるという、まさに「武力」によって国際紛争を解決しようとする憲法違反の法案です。

私たち日本科学者会議は、科学を人類の真の幸福に役立たせるために、市民と連帯し、関係団体と協力・共同して、学問と社会のあるべき姿を探究し、科学の成果を社会へ還元することを課題として活動しています。「安全保障法案」は私たちに、他国・他地域との間に「殺し、殺される関係」を強制するものであり、そのようなものはこの社会に不要であると確信しています。

よって、この「安全保障法案」を速やかに廃案にすることを求めます。

2015年8月21日

日本科学者会議東北地区会議

青森支部 泉谷 眞実

岩手支部 井上 博夫

秋田支部 山元 正継

宮城支部 山崎 誠

山形支部 栗野 宏

福島支部 佐野 孝治

東北地区担当常任幹事：井原 聡，武井 隆明

(日本科学者会議についてはホームページ <http://www.jisa.gr.jp/> をご参照下さい。)